（法第二十一条の情報の公表）

第七条　法第二十一条の規定による情報の公表は、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に定める事項を公表することにより行うものとする。ただし、第二号イに掲げる事項の公表は、職員の平均した継続勤務年数の男女の差異の公表をもってこれに代えることができる。

一　その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績　次に掲げる事項（ニからトまでに掲げる事項については、当該事項のうち特定事業主が女性の職業選択に資するものとして適切と認めるものを一以上）

イ　職員の男女の給与の額の差異

ロ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

ハ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

ニ　採用した職員に占める女性職員の割合

ホ　採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

ヘ　中途採用の男女別の実績

ト　職員に占める女性職員の割合及びその指揮命令の下に労働させる派遣労働者に占める女性労働者の割合

二　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績　次に掲げる事項（イ、ハ、ニ⑵から⑷まで及びホに掲げる事項については、当該事項のうち特定事業主が女性の職業選択に資するものとして適切と認めるものを一以上）

［イ～ハ　略］

（法第二十一条の情報の公表）

第六条　法第二十一条の規定による情報の公表は、次の各号に掲げる情報の区分ごとに第一号イからヘまで及び第二号に定める事項のうち、特定事業主が女性の職業選択に資するものとして適切と認めるものをそれぞれ一以上公表するとともに、原則として第一号トに定める事項を公表することにより行うものとする。ただし、第二号イに掲げる事項の公表は、職員の平均した継続勤務年数の男女の差異の公表をもってこれに代えることができる。

一　その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績　次のいずれかの事項

イ　採用した職員に占める女性職員の割合

ロ　採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

ハ　職員に占める女性職員の割合及びその指揮命令の下に労働させる派遣労働者に占める女性労働者の割合

ニ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

ホ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

ヘ　中途採用の男女別の実績

ト　職員の給与の男女の差異

二　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績　次のいずれかの事項

［イ～ハ　同上］

ニ　職員（非常勤職員及び臨時的に任用された職員を除く。）の勤務時間の状況に関する次の事項

⑴　管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

⑵　管理的地位にある職員以外の職員に占める、超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員の割合

⑶　管理的地位にある職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

⑷　管理的地位にある職員に占める、超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員の割合

［号の細分を削る。］

ホ　職員の年次休暇等の取得日数の状況

［号の細分を削る。］

ニ　職員（非常勤職員及び臨時的に任用された職員を除く。）の勤務時間の状況に関する次の一以上の事項

⑴　内部部局等に勤務する職員のうち、管理的地位にある職員とそれ以外の職員の双方又は一方の、一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

⑵　内部部局等に勤務する職員のうち、管理的地位にある職員とそれ以外の職員の双方又は一方の、超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員数

［加える。］

ホ　管理的地位にある職員以外の職員の勤務時間の状況に関する次の一以上の事項

⑴　職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間並びにその指揮命令の下に労働させる派遣労働者一人当たりの一月当たりの時間外労働及び休日労働の合計時間

⑵　超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員数

［加える。］

ヘ　職員の年次休暇等の取得日数の状況

ト　職員のまとまりごとの年次休暇等の取得日数の状況